

「2020 年ドバイ国際博覧会」日本館行催事業務
委託先の公募について（公募公告）

2021 年 1 月 27 日
独立行政法人 日本貿易振興機構
副 理 事 長 信谷 和重

『心をつなぎ、未来を創る（Connecting Minds, Creating the Future）』というテーマのもと、2021 年 10 月 1 日～2022 年 3 月 31 日の期間、アラブ首長国連邦・ドバイにて開催される「2020 年ドバイ国際博覧会」については、2017 年 4 月 18 日の閣議了解により日本政府が、経済産業省を幹事省、総務省、文部科学省、農林水産省及び国土交通省を副幹事省、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という）を参加機関として参加することが公式表明されています。

本件参加に際し、日本館行催事業務についての委託先を日本貿易振興機構規程、公募要領等により企画競争にて選定します。

ご関心のある方は、下記内容をご確認の上、応募願います。

記

1. 委託内容

- (1) 案件名： 「2020 年ドバイ国際博覧会」日本館行催事業務
- (2) 案件の仕様等： 公募要領による
- (3) 契約期間： 契約締結日～2022 年 3 月 31 日

2. 応募資格

応募者は以下の要件を満たす法人とする。

- (1) ジェトロの「契約に関する内規」第 12 条に該当しない者であること。
- (2) ジェトロの「競争参加資格に関する内規」第 3 条第 1 項に定める、競争参加資格者名簿に記載された者であり、令和元・2・3 年度（平成 31・32・33 年度）の業種区分「役務の提供等」の A 等級及び B 等級に格付けされている者であること。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級に格付けされているものとみなす。
- (3) 上記 2. (2) の資格を有していない者であっても、以下によりジェトロの競争参加資格を申請し、審査を受け、当該資格を有することが確認できた者であること。
申請方法：2021 年 2 月 8 日（月）17 時 00 分までに申請書類をジェトロの競争参加資格登録デスクまで提出するとともに、本案内への応募を目的とする申請である旨を同デスクまで連絡すること。同デスクの連絡先は 10. に記載のとおり。審査の結果は 2021 年 2 月 9 日（火）17 時 00 分までにジェトロより連絡する。
- (4) 公示の日から採択までの期間、契約に関し経済産業省又はジェトロから指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 「2020 年ドバイ国際博覧会」日本館総合プロデュース業務に直接関与した事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに緊密な利害関係を有する事業者に該当しないこと。
- (6) 本委託業務を 1 法人でまかなうことができない場合、コンソーシアムを組むことは可能である。但しその場合、全法人が上記(1)～(5)の条件を満たしていること。なおジェトロとの契約はコンソーシアム構成者の全法人と締結するが、ジェトロは連絡業務に係わる支払等を主幹事法人のみで行う。同主幹事法人は予めその他のコンソーシアム構成者全法人と業務分担等の条件を示す書面を取り交わし、その写しを応募時に提出すること。

- (7) 国際博覧会（国内外）あるいは類似する大型展示において、行催事業務のコンセプト、実施計画策定、企画業務の実績があること。かつ、これら実績のうち最低2回以上は海外における同様の業務実績であること。

3. 公募説明会

(1) 公募説明会の日時・場所

①開催日時：2021年2月5日（金）11時00分

②開催形式：Zoomによるオンライン形式とする。

③受付方法：次の宛先にE-mailで2021年2月4日（木）14時00分までに連絡があった者にオンライン説明会の参加URLとパスワードを送る。

参加希望者は件名に「【説明会参加希望】「2020年ドバイ国際博覧会」日本館行催事業務」と記載し、E-mailにて申し込むこと。

日本貿易振興機構（ジェトロ） 市場開拓・展示事業部 国際博覧会課（担当：横見）

E-mail：FAQ@jetro.go.jp

※説明会への参加は、1法人最大3名までとする。

※Zoomは必ず事前にバージョンを確認し、最新版に保った状態で使用すること。

※IDやリンクをSNS等で流すことを禁止する。

(2) 仕様書等の交付場所

本公示の日から上記3.(1)の宛先にE-mailで連絡があったものにE-mailにて交付。その際の件名は「【送付希望】「2020年ドバイ国際博覧会」日本館行催事業務」とすること。

(3) 質問の受付

質問は上記3.(1)の宛先にE-mailで連絡し、その際の件名は「【質問】「2020年ドバイ国際博覧会」日本館行催事業務」とすること。

※受付期間は2021年2月5日（金）～2月12日（金）17時00分とする。

※質問に対する回答は、2021年2月17日（水）17時00分までに、仕様書等受領者全員に対しE-mailにて通知する。

4. 応募方法

(1) 応募書類

①提案書（PDF形式）

②見積書（PDF形式）

③競争参加資格を有することを証明する書類の写し（申請中の場合は申請書の写し）、又は全省庁統一資格の審査結果通知書の写し（PDF形式）

(2) 応募書類提出期限

2021年3月5日（金）14時00分必着

※下記4.(3)の提出先までE-mailにより提出すること。

※提出時の件名は「【応募書類提出】「2020年ドバイ国際博覧会」日本館行催事業務」とすること。

※応募書類にはパスワードを設定し、パスワードは別途メールにて連絡すること。

(3) 応募書類の提出先

日本貿易振興機構（ジェトロ）市場開拓・展示事業部 国際博覧会課（担当：横見）

E-mail：FAQ@jetro.go.jp

5. 選定方法及び選定基準等

(1) 選定方法

① 書類の確認

提出された応募書類につき提出もれがないこと、および見積書の金額が委託限度額を超過していないことを審査する。結果については、応募書類提出期限後、2021年3月8日（月）までに連絡する。

② プレゼンテーション審査

実施日時：実施日時：2021年3月10日（水）

実施場所：Zoom によるオンライン形式にて開催

詳細については別途連絡する。

※プレゼンテーションへの参加は、1 法人最大3名までとする。このうち応募者が示した業務管理責任者は必ず出席すること。ただし、病気、交通機関の事故等やむを得ない理由で出席できない場合はこの限りではない。

※プレゼンテーションの順番は、入札書類の受領順をもって決定する。

※応募者は提出済みの「提案書」のみを使用して、企画内容につき口頭にてプレゼンテーションを行うとともに、審査員の質疑に対して回答すること。資料の変更・追加はできない。

※審査員の名簿は非公表とする。

③ 契約交渉

審査結果の評点が高かった応募者の順に契約交渉する。実施計画や仕様、価格などの条件がジェトロと応募者の間で合意すれば、ジェトロはその応募者と契約する。合意に至らなかった場合は次点の応募者と交渉を開始する。

(2) 選定基準

企画内容、実施体制、実績、本博覧会に対する認識、工程管理、見積額の妥当性等について総合的に評価する。また、評価基準書は、公募要領とともに配付する。

(3) 企画提案書の採択/非採択に関する通知

2021年3月中旬を目途に選定し、全応募者に対して選定結果を通知するとともに、ジェトロ・ホームページに採択者を掲載する。なお、選定理由等に関する問い合わせには一切応じられないので、予め了承願う。

6. 業務委託限度額

207,166,000 円（消費税別、UAE 付加価値税込）

7. 個人情報の取り扱い

本公募に関して書類に記入された個人情報は適切に管理し、業務委託先選定のためにのみ利用する。

8. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 公募保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 応募無効 本公告に示した競争参加資格のない者による応募及び公募に関する条件に違反した応募。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 提出された提案書の差し替え及び再提出は不可とする。
- (6) 応募にかかる資料の作成及び送付に係る経費については応募者の負担とする。
- (7) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用はしない。
- (8) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にすると共に、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (9) 特定した提案内容については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年十二月五日法律第百四十号）」において、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (10) 特定された者は、企画競争の実施結果により最適なものとして特定したものであり、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、契約関係が生じるものではない。
- (11) 特定された者は、特定後、ジェトロの指示に従い支出計画書を提出すること。支出計画書の作成にあたっては、積算に係る根拠資料を添付すること。

9. 問い合わせ先

ジェトロ 市場開拓・展示事業部 国際博覧会課（担当：横見）

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号

TEL: 03-3582-4688 E-mail: FAQ@jetro.go.jp

10. 競争参加資格に関する問い合わせ先

競争参加資格の申請については、<http://www.jetro.go.jp/procurement/registration/> を参照のこと。

ジェトロ 競争参加資格登録デスク

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号アーク森ビル11F オフィスサプライセンター内

TEL: 03-3582-4955 FAX: 03-3505-6579 E-mail: touroku@jetro.go.jp

以上

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのＯＢの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

- ②当機構との間の取引高

- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）